

2019年12月27日

東芝機械株式会社
取締役会 御中

株式会社オフィスサポート
代表取締役 池田 龍哉



拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社グループは、東芝デバイス&ストレージ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行っている株式会社ニューフレアテクノロジー株式会社（以下株式会社ニューフレアテクノロジーを「対象者」といい、その株式を「対象者株式」といいます。）を12月20日現在で約3.2%保有しております。

弊社は12月13日に貴社に送付した書簡の通り、対象者株式について徹底的な交渉を公開買付者及びHOYA株式会社（以下「HOYA」といいます。）と行い、貴社の対象者株式課税後売却益が向上し、貴社の株主価値向上に繋がるようお願いしてまいりました。

一方で、株式会社東芝車谷会長が日本経済新聞社の取材に「HOYAの提案に応じない。」と回答した通り、株式会社東芝がHOYAの提案に応じない場合には、HOYAによる対象者株式の公開買付けは成立しません。

そして、12月23日に開示された対象者のリリースによると公開買付者による対象者株式の公開買付けは2020年1月16日まで買付期間が延長されました。貴社におかれてはHOYAの公開買付けに12,900円に應じるよりも、対象者による自己株式取得の公開買付けに11,900円に應じる方が税務メリットも勘案すると経済的に有利です。

貴社経営陣におかれては、公開買付者及び対象者との間で、対象者による自己株式取得の公開買付け及び本公開買付けの二段階買収の手法が取られるように交渉を行ってください。

弊社は株式会社東芝に対しても、「本公開買付けの公開買付期間中に対象者が11,900円で自己株式取得の公開買付けを行い、東芝機械は自己株式取得の公開買付けについて応募契約を結ぶ」という手法へ本公開買付けを変更いただけるようご連絡差し上げております。

また繰り返しになりますが、貴社がこれまで蓄積された不必要な内部留保に加えて、対象者による自己株式取得に應じることによって貴社の税務メリットを活用した上で得た対象者株式の売却資金を、貴社のROE向上、株主価値向上に活用していただけるよう再度強くお願い申し上げます。

なお、以上についての貴社のご検討結果や方向性を伴うご検討状況の開示は、私どもに対する伝達という形ではなく、適時開示による公表によって行っていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具